11月は男女共同参画推進月間です

11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です

暴力は、性別などを問わず決して許されるものではありません。特に、夫やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。

「女性に対する暴力をなくす運動」は、こうした女性に対する暴力の根絶に向けて全国的に意識啓発に取り組もうという運動です。この運動を契機に女性の人権について改めて考えてみましょう。

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律とは】

配偶者や恋人等の親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことをドメスティック・バイオレンスといいます。暴力には、身体的な暴力だけでなく、言葉による暴力、性的暴力なども含まれます。こうした被害を防止し被害者を保護するためにこの法律が制定されています。

男女共同参画出前講座を開催しています

地域、団体、グループの研修会などの機会に、ぜひご活用ください。費用は無料です。詳しくは、男女共同参画推進室までお問い合わせください。

【問合せ】　秘書課男女共同参画推進室（内線225）

市民憲章

わたしたち笠間市民のねがい　～笠間市民憲章～

笠間市は、豊かな自然に恵まれ、先人たちが育んできた歴史や文化の薫るまちです。わたしたちは、このふるさとを愛し、市民相互の交流につとめ、「住みよいまち　訪れてよいまち　笠間」をめざします。

自然を愛し、美しくゆめのあるまちにしよう
健康で働き、元気でいきがいのあるまちにしよう
歴史と文化を大切にし、豊かでうるおいのあるまちにしよう
思いやりの心を育て、明るいほほえみのあるまちにしよう
きまりを守り、安心でやすらぎのあるまちにしよう

平成19年１月１日制定

友部駅南口

オール電化のご相談 & リフォームのご相談

東京電力電化推進パートナー

Switch! ON 友部

㈱ライフワン

笠間市柏井529-1
HP　http://www.e-lifeone.com/
TEL 0296-77-0215
通常営業時間8：30～17：00

- IHクッキングヒーター
- エコキュート
- 蓄熱暖房機
- 太陽光発電
- キッチン・バスルーム リフォーム